

【資料3】DXアドバイザー会議有識者意見対応状況

No	意見	対応方針	対応内容
1	県民への計画の伝え方を検討する必要がある。概要版資料において、イラスト・漫画を使うなど工夫をしてもらいたい。	検討中	策定までの期間において、概要版の工夫や周知方法について検討させていただきます。
2	基礎自治体との連携について記述してもらいたい。	修正	<p>P52_基本施策(3)施策展開ウ「市町村におけるDX推進への支援」において、市町村との連携に関する記載を設けました。</p> <p>-----</p> <p>ウ 市町村におけるDX推進への支援 住民に身近な行政を担う市町村のDXの推進は、住民の利便性の向上や負担軽減に直結するだけでなく、地域課題解決のための新たなサービスの創出につながり、極めて重要であることから、市町村と連携のうえ、市町村におけるDX推進に向けて、次に掲げる施策を推進します。</p>
3	交流・共生・防災といった地域のコミュニティにおけるデジタル推進について記載できないか。デジタルゆいまーるといった沖縄らしさも訴求できればよいのでは。	修正	<p>P49_基本施策(1)施策展開ア施策②「地域におけるデジタルデバインド対策の促進」において、地域コミュニティのデジタル化について追記しました。</p> <p>-----</p> <p>② 地域におけるデジタルデバインド対策の促進 市町村や民間企業等と連携のうえ、地域コミュニティのデジタル化に向けて、地域でのデジタルリテラシー教室やオンライン申請に関する講習会等の開催に係るモデルケースを構築し、市町村への周知やノウハウ等の提供を行うことで、市町村による地域の実情に応じた主体的なデジタルデバインド対策を促進します。</p>
4	誰一人取り残さないとの記述に関して、プッシュ型の行政サービスについても触れることは出来ないか。	修正	<p>P50_基本施策(2)施策展開イ「行政手続オンライン化の推進」において、プッシュ型の行政サービスについて追記しました。</p> <p>-----</p> <p>イ 行政手続オンライン化の推進 利用者の利便性の向上や負担軽減に向けて、行政手続のデジタル化原則やプッシュ型サービスの展望など、国が示した原則や方針に従い、県における行政手続のオンライン化の推進と合わせて、市町村における行政手続のオンライン化の促進に向けて、次に掲げる施策を推進します。</p>
5	職員の働き方におけるデジタル活用も課題であり、記述できないか。	原文のまま	<p>P52_基本施策(3)施策展開イ施策④「テレワークに対応した業務環境の整備」において、多様な働き方の実現に向けたデジタル技術の活用について記載しております。</p>

【資料3】DXアドバイザー会議有識者意見対応状況

No	意見	対応方針	対応内容
6	会議のペーパーレス、オンライン化についても触れるべき	修正	P51_基本施策(3)施策展開イ施策①「共通事務におけるBPRの推進」において、会議のペーパーレス、オンライン化について追記しました。 ----- ① 共通事務におけるBPRの推進 全庁的に共通する業務プロセスの効率化や、 会議のペーパーレス化やオンライン化 の推進、業務の継続性向上に向けて、電子決裁システム、電子契約システムなどの導入に取り組みます。
7	議会のオンライン化についても触れることは出来ないか	—	いただいたご意見について議会事務局に情報提供したところ、非常時におけるオンライン活用について今後検討していくとのことでした。
8	カーボンニュートラルについて、施策で触れられていない。デジタルに関連した取組もあるのではないかな。	原文のまま	P34_基本施策(1)施策展開ウ施策①「ICTを活用した電力の安定運用・効率的な使用の推進」において、「アイランド・スマートグリッド」システム確立に関する施策について記載しております。
9	オープンデータやデータ利活用について、行政分野においては記載があるが、民間データのストックや活用についても記載してはどうか。	原文のまま	P47_基本施策(1)施策展開ア「官民データ活用基盤の構築」、P48_基本施策(1)施策展開イ「データ活用ビジネスの取組の促進」において、官民データのオープン化の推進やデータ活用プラットフォームの構築、データ活用の促進に係る施策を記載しております。
10	5年10年の間に技術は進展する。その頃にはDXという言葉もないかもしれない。変化に応じ見直しができるような記述がほしい。	修正	P3_第1章第5節「計画の構成と期間」において、技術革新等の変化に応じた計画見直しに係る表現の見直しを行いました。 ----- 第1章第5節「計画の構成と期間」 ～ また、本計画は、技術革新や技術の急展開といった大幅な状況の変化がある場合には、それらに対応するための見直しを行うことができるものとします。
11	体制図について、現状ではDX推進本部と外部デジタル人材とに分けて整理されているが、外部人材のうちCDO補佐官等については、県庁内部に属することが分かるように整理し直してはどうか。	修正	P56_第6章第1節「推進体制」図26を修正し、CDO補佐官等が県庁内部に属することを表現しました。
12	意見であるが、外部支援体制は継続されるべきと考える。	—	—
13	体制の中にそれぞれの役割も記載してみてもどうか。	修正	P56_第6章第1節「推進体制」図26を修正し、DX推進本部、CDO補佐官、DXアドバイザーチームの役割を表示しました。